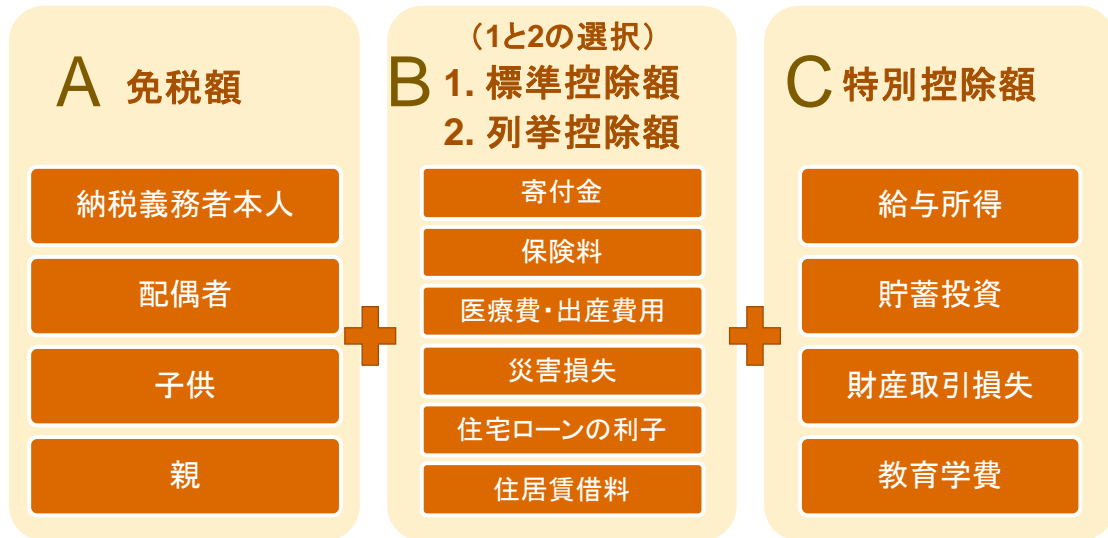


Q7-3.居住者の各種控除額について教えてください。

居住者の納税額を計算する際に、所得総額から 免税額(A)+標準控除額/列挙控除額(B)+特別控除額(C)の合計額が控除されます。



・A :免税額

納税義務者本人、配偶者、扶養家族それぞれにつき NT\$85,000/人(2013 年度)

なお、70 才以上の納税義務者本人、配偶者またはその他扶養家族の免税額は NT\$127,500/人(2013 年度)

・B-1 標準控除額

単身者の場合: NT\$79,000/年(2013 年度)

既婚者の場合: NT\$158,000/年(2013 年度)

・B-2 列挙控除額

以下の項目について、個別に証憑を入手して控除を申請

項目	内容
寄付	学校、慈善事業などへの寄付金は総所得額の20%を上限として控除可
保険料	生命保険、社会保険の金額で、納税者本人、配偶者、扶養される直系親族それぞれNT\$24,000を限度額として控除可、 全民健康保険料は限度額なしで控除可
医療費・出産費	財政部が認めた医療機関で支払った医療費のうち、保険給付を受けていない部分は控除可
災害損失控除	不可抗力の災害損失のうち、保険で補償されていない金額は控除可
住宅ローンの利息	居住用住宅取得のための金融機関からの借入金に対する支払金利はNT\$300,000を限度額として控除可
住宅賃借料支出	台湾国内に居住している個人的な居住目的の住宅が賃貸住宅の場合、NT\$120,000を限度額として家賃を控除可

・C 特別控除額

以下の項目について、個別に証憑を入手して控除を申請

項目	内容
給与所得特別控除	定額の特別控除 NT\$108,000/年
貯蓄投資特別控除	金融機関の受取利息はNT\$270,000を限度額として特別控除(実質的には利息は非課税と同じ)
教育学費特別控除	納税義務者の子女が指定の大学もしくは専門学校に在籍している場合、年間NT\$25,000/人を限度額として特別控除
幼児就学前特別控除額	納税義務者の子女が5歳以下でかつ確定申告時の税率が20%未満の場合、年間NT\$25,000/人を限度額として特別控除 -配偶者との合算申告で税率が20%以上になる者は不適用 -所得基本税額条例に基づき計算される基本所得額がその控除額NT\$600万を上回る者も不適用

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。